

## 令和7年涌谷町議会定例会12月第2回会議（第1日）

令和7年12月24日（水曜日）

### 議事日程（第1号）

1. 開 会

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 会議録署名議員の指名

1. 会議日程の決定

1. 議案第90号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第91号 涌谷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1. 議案第11号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第92号 令和7年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）

1. 議案第93号 令和7年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）

1. 議案第94号 令和7年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）

1. 議案第95号 令和7年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）

1. 議案第96号 令和7年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）

1. 議案第97号 令和7年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第5号）

1. 議案第98号 令和7年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第2号）

1. 休会について

1. 散 会

午前10時8分開会

出席議員（12名）

1番	一條 裕太郎 君	2番	二上 光子 君
3番	黒澤 朗 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	只野 順 君	8番	後藤 洋一 君
10番	杉浦 謙一 君	11番	門田 善則 君
12番	竹中 弘光 君	13番	大泉 治 君

---

欠席議員（1名）

9番 伊藤 雅一 君

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	大崎 俊一 君
総務課参事兼課長 兼デジタル行政推進室長	内藤 亮 君	企画財政課長 参事兼課長	熱海 潤 君
子育て支援課長	佐藤 明美 君	健康課長	徳山 裕行 君
総務管理課長 参事兼課長	紺野 哲 君	産業振興課長	三浦 靖幸 君
上下水道課長	阿部 雅裕 君	教育委員会教育長	柴 有司 君
生涯学習課長	福山 宗志 君		

---

事務局職員出席者

事務局 長	渡邊 千春	総務 班 長	大平 佳矢
-------	-------	--------	-------

(午前10時8分)

○議長（大泉 治君） 皆さん、おはようございます。

定例会12月第2回会議、ご出席、大変ご苦勞さまでございます。本日の議事運営につきましても、いつもと変わらない格別のご協力を承りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ここで、開会前にお知らせしておきます。

9番伊藤雅一議員から欠席の届出が出ております。

-----◇-----

◎再開の宣告

○議長（大泉 治君） 本日12月24日は休会の日ですが、議事の都合により令和7年涌谷町議会定例会を再開し、12月第2回会議を開会いたします。

-----◇-----

◎開議の宣告

○議長（大泉 治君） 直ちに会議を開きます。

-----◇-----

◎議事日程の報告

○議長（大泉 治君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

-----◇-----

◎会議録署名議員の指名

○議長（大泉 治君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により議長において、3番黒澤 朗君、4番佐々木敏雄君を指名いたします。

-----◇-----

◎会議日程の決定

○議長（大泉 治君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

12月第2回会議の日程につきましては本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、12月第2回会議の日程は本日1日と決しました。



◎議案第90号及び議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第3、議案第90号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例と、日程第4、議案第91号 涌谷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 皆さん、おはようございます。

先ほど議運でも申し上げましたけれども、今月の17日、18日、19日と、第六次総合計画について説明、あるいは町民懇談会の中で3地区に分けて懇談会を開いたところでございます。その際に、議員の皆様にもいろいろお立会いいただきましたこと感謝申し上げます。

それでは、改めまして議案第90号、議案第91号について提案の理由を申し上げます。

ただいま一括上程されました議案第90号と議案第91号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和7年8月7日の人事院勧告を踏まえ、一般職及び特別職の国家公務員の給与が改定されることから、当町におきましても、特別職の期末手当及び職員の給与を改定するため、関係条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） それでは、議案第90号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第91号 涌谷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

議案書が1ページ、新旧対照表も1ページとなっております。

また、定例会資料1ページに、今回の改正の概要等を載せておりますので、そちらも併せてご覧いただければと思います。

それでは、新旧対照表のほうでご説明いたします。

まず、1ページ上段の第1条関係でございますが、こちらは第4条、手当等の額におきまして、町長等の期末手当の支給率を年間3.45月分から0.05月分引き上げまして、3.50月分にいたすものでございます。なお、令和7年度におきましては、10月期の支給分で年間引上げ分の0.05月分を引き上げ、100分の172.5から100分の177.5にいたすものでございます。

1ページ下の表に参りまして、第2条関係につきましては、令和8年度以降の支給率の取扱いについて規定す

るもので、令和8年度以降の支給につきましては、6月、12月とも100分の175と同じ支給率にするものでございます。

定例会資料1ページをご覧くださいと思います。

ページの左側が、国の一般職の職員及び特別職の職員の給与に関する法律の改正の概要となっております。また、ページ右側の給与改定に伴う手当等の状況、こちらにつきましては、一番上の表が現行の支給率をそれぞれの区分に分けて載せております。中段の表が令和7年度10月期分の率を掲載しております。一番下の表が令和8年度以降の支給率を掲載しておりますので、後ほどご確認くださいと思います。

議案書1ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、第1項では、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するものとし、第2項では、第1条の規定による改正後の町長等の給与及び旅費に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用するものとしていただきます。第3項につきましては、給与の内払いについて規定するものでございます。

次に、議案書2ページをお開き願います。新旧対照表も2ページとなります。

こちら、涌谷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例となります。

こちら新旧対照表のほうでご説明いたします。

まず、涌谷町職員の給与に関する条例、第1条関係でございますが、こちらは令和7年4月1日に遡及して適用する改正となります。

まず、第9条の2第1項につきましては、医師に対して支給する初任給調整手当の額につきまして、法律に準じまして、月額37万400円から37万1,300円に上げさせていただきます。

次に、第11条の4、通勤手当でございますが、こちら第2項の第2号で規定しております通勤手当のうち、片道10キロメートル以上となる通勤手当につきまして、国の改正に準じて手当の額を引き上げるものでございます。

新旧対照表、次のページ、4ページをお開き願います。

第18条、宿日直手当につきましては、国の改正に準じまして4,400円を4,700円に、3万1,500円を3万3,750円に、6,100円を7,050円に上げさせていただきます。

新旧対照表5ページに参りまして、第19条につきましては、一般職の期末手当の支給割合についての改正でございますが、令和7年度におきましては、12月期の期末手当の支給率を0.025月分引き上げ、100分の125から100分の127.5にいたします。

第3項は、再任用職員の期末手当の支給率の改正でございますが、こちらも12月期の支給率を0.025月分引き上げ、100分の70から100分の72.5にいたします。

第5項の改正につきましては、文言の整理となります。

次の6ページのほうをお開き願います。

第20条につきましては、一般職の勤勉手当の支給割合についての改正となりますが、勤勉手当につきましても、先ほどご説明しました期末手当と同様に、12月期の支給率を0.025月分引き上げ、100分の105から100分の107.5にいたします。

第2号につきましては、同じく再任用職員の勤勉手当につきまして、12月期の支給率を0.025月分引き上げ、

100分の50から100分の52.5にいたすものでございます。

7ページから36ページまでの別表第1につきましては、給料表の改正となります。

今回、民間給与との格差を解消するため、初任給をはじめ若年層に特に重点を置き、平均改定率約3.3%の大幅な改定となっております。表の説明については省略させていただきます。

ページ飛びまして、新旧対照表の36ページをお開き願います。

こちらは浦谷町職員の給与に関する条例、第2条関係でございますが、こちらは令和8年度以降の通勤手当、また期末・勤勉手当の支給率について規定いたすものでございます。

まず、11条の4、通勤手当につきましては、次の38ページのほうをお開き願います。

こちらに記載してありますとおり、国の改正に準じまして、通勤距離が片道65キロメートル以上となる職員について、手当の額を規定するものでございます。

39ページに参りまして、第19条につきましては、期末手当につきまして、令和7年度12月期の0.025月分引上げを、令和8年度以降は6月期、12月期に0.0125月分ずつ振り分け、支給率を100分の126.25にいたすものでございます。

第3項、再任用職員の期末手当の支給率につきましても、令和7年12月期の0.025月分の引上げを、令和8年度以降は6月期、12月期に振り分け、100分の71.25にいたすものでございます。

新旧対照表40ページをお開き願います。

第20条につきましては、こちらは勤勉手当の支給率を、期末手当同様に令和8年度以降、6月期、12月期に振り分け、100分の106.25にいたすものでございます。

第2号におきましては、再任用職員の勤勉手当の率を100分の51.25にいたそうとするものでございます。

41ページ、第3条関係につきましては、こちらは一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正となります。

こちらの第7条では、高度の専門的知識、経験を活用し採用することができる特定任期付職員の給与につきまして、国の改正に準じて給料月額を改定するものでございます。

次の第8条におきましては、その次、42ページをお開き願います。

こちらは特定任期付職員に支給する期末手当の支給率につきまして、一般職の期末手当の改正に伴い、読替えの規定を改正するものとなっております。

続きまして、42ページ下のほうの表、こちらは任期付職員の採用に関する条例、第4条関係となります。こちらにつきましては、令和8年度以降の任期付職員の期末手当等につきまして、こちらも読替規定を改正するものとなっております。

43ページに参りまして、こちらは会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正となります。

第24条の改正につきましては、今回こちらは夜間勤務に係る報酬の率につきまして、これまでちょっと誤った数値となっておりますことから、改めるものでございます。100分の125から100分の25に改めるものとなっております。

また、第25条、宿日直に係る報酬につきましては、一般職員と合わせまして、それぞれ金額を改正するものとなっております。

それでは、議案書の24ページをお開き願います。

附則といたしまして、まず第1条、施行期日等につきましては、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は令和8年4月1日から施行するとするものでございます。

第2条におきましては、第1条、第3条及び第5条の規定は令和7年4月1日から適用すると規定するものでございます。

附則第2条につきましては、給与の内払いについて、第3条につきましては、規則への委任につきまして規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） おはようございます。

議案の90、91の関連とはなっていますが、90の件でお伺いしますが、議題案としては、町長等の給与及び旅費という兼ね合いなんですけれども、ちょっと旅費の件について伺いたいと思うんですが、かなり物価高騰してインバウンド等でかなり旅費等も上がっている、特に宿泊料が高騰しているという状況にある中、旅費は全然改定されてきていないという現実があるわけなんですけれども、この辺の考え方とか予定とかあるのであればお伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） それでは、お答えいたします。

昨今のインバウンド需要の関係もございまして、主に首都圏などではかなり高額な宿泊費になっている状況がございまして。現行の条例では、甲地方、乙地方の区分ぐらいしか今のところ宿泊費の規定はございませんので、今各自治体のほうで旅費条例の改正を行っているところがございます。本町におきましても、来年の3月会議に提案すべく今準備のほうを進めております。その中で対応したいと思っておりますが、現行の条例の中では、やむを得ず規定の額を超えた分につきましては、調整額等で支給する対応をしておりますが、これまで規定の旅費を超えて支給したというのは今のところ実績はないような形になっております。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） これまでの規定を超えなければ改正する必要はないんですけれども、どこの自治体も検討に入っているということは、ちょっと定め方が間違っているのか、それともどういうことで間に合っているのか分かりませんが、全くなかったのか。職員も当然あると思うんですけれども、特別職及び職員も全然そういうことはなかったということなんでしょうか。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） 超えることをある程度想定してその辺の調整額での対応ということで考えていたんですけれども、早めに宿を取ったり、その辺で安いところを選んだりということで、今までは超えたというのはなかったところがございます。

あと、旅費条例の改正につきましては、国の改正では都道府県ごとに宿泊料等を定めておりますけれども、県内の他の自治体では上限額を設けまして、その範囲内で規則を定める基準額等で支給するというふうにする

ころもございますので、うちのほうの実情に合わせてとしますと、上限を設けた上で規則で定める基準額を基準として支給するほうが、どうしても超える場合は対応できるのかなというふうに考えております。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第90号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第90号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第91号 涌谷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第91号 涌谷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第5、議案第11号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局総務班長。

○事務局総務班長（大平佳矢君） 議員提出議案の1ページをお開きください。

朗読いたします。

議案第11号

令和7年12月24日

涌谷町議会議長殿

提出者	涌谷町議会議員	門 田 善 則
賛成者	同	佐々木 みさ子
賛成者	同	杉 浦 謙 一
賛成者	同	佐々木 敏 雄
賛成者	同	黒 澤 朗

涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び涌谷町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

(提出の理由)

国の人事院勧告により、「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されたため、これに準じ改正するものである。

以上です。

○議長（大泉 治君） 次に、提出者の趣旨説明を求めます。11番門田善則君。

○11番（門田善則君） ただいま上程されました議発第11号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の趣旨を説明申し上げます。

改正の趣旨は、国の人事院勧告により「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されるため、これに準じ改正いたそうとするもので、議員の期末手当を年間、3.45月から3.5月に改正いたそうとするものであります。

2ページをお開きください。

改正の内容は、第1条において、12月の期末手当支給率を100分の172.5から100分の177.5に引き上げ、第2条においては支給率を6月、12月とも100分の175と改めるものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。ただし、第2条につきましては、令和8年4月1日からとするものです。

また、改正後の条例の適用する場合は、第1条につきましては令和7年12月1日から適用されますが、改正前の条例に基づいて支給された12月の期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当を内払いしたものとみなすものです。

なお、3ページの新旧対照表のアンダーラインの部分がこの条例により改正いたそうとするものでございます。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 以上で提出者の趣旨説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第11号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議発第11号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第6、議案第92号 令和7年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第92号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2億6,275万1,000円を増額し、総額を88億7,913万5,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金をはじめとする国庫支出金を事業見込みにより計上いたし、寄附金におきましては、企業版ふるさと納税を増額いたすものでございます。

繰入金におきましては、不足する財源を財政調整基金から繰入れいたし、わくや万葉の里ほか施設整備などの修繕費等の財源といたしまして、公共施設等総合管理基金の繰入れを増額いたすものでございます。

次に、歳出でございますが、令和7年8月7日の人事院勧告を踏まえ、国家公務員の給与が改定されることから、当町におきましても人事院勧告に準じ必要な措置を講じようとするものでございます。

主な内容といたしまして、町長等の特別職につきましては、期末手当を0.05月分引き上げ、一般職につきましては、民間給与との較差を解消するため、俸給月額を平均3.3%引き上げ、期末及び勤勉手当の支給率をそれぞれ0.025月分引き上げる改正を行うものでございます。

総務費におきましては、わくや万葉の里ほか施設整備などの修繕費につきまして計上いたすものでございます。

民生費におきましては、国の物価高騰対応子育て応援手当支給事業により、ゼロ歳から高校3年生までの子供に対し一人当たり2万円の給付を行い、商工費におきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰が住民生活に大きな影響を与えていることを鑑み、その生活支援と負担軽減を図るとともに地域内の消費喚起を促進することを目的に、1世帯当たり2万円の商品券を全世帯にお配りするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） それでは、総務課長から順次説明をお願いいたします。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） それでは、初めに人件費につきまして、私のほうからご説明させていただきます。

一般会計補正予算書38、39ページをお開き願います。

まず、38ページ、1、特別職でございますが、表の一番下、比較の欄でご説明いたします。まず、給与費のうち、期末手当につきましては、支給率の改定により29万4,000円増額、その他の手当につきましては、通勤手当

の改正に伴い3,000円の増額、共済費1万6,000円と合わせまして、合計で31万3,000円の増額とするものでございます。

続きまして、2、一般職につきましては、40ページ、41ページのほうでご説明させていただきます。

まず、40ページ、ア、会計年度任用職員以外の職員、正職員でございますが、こちらも比較の欄でご説明いたします。給料で1,958万4,000円の増額、職員手当で1,169万7,000円の増額、共済費で193万1,000円の増額、合わせまして3,321万2,000円の増額となり、こちら全て給与改定に伴う増額となっております。

続きまして、41ページ、イ、会計年度任用職員でございますが、会計年度任用職員につきましても、主に給与改定に伴う増額となります。比較の欄、給与費の計で772万1,000円の増額、共済費で47万8,000円の増額、合計で819万9,000円の増額となるものでございます。

表の一番下、(2)その他給与費明細に含まれない人件費のうち、退職手当負担金138万7,000円の増額につきましては、給与の増額に伴い、負担金額が増額となるものでございます。

人件費の説明は以上となります。

議案書4ページにお戻り願います。

○企画財政課参事兼課長(熱海 潤君) それでは、4ページでございます。

第2表繰越明許費でございます。今回の補正で措置いたそうとする7款商工費1項商工費の物価高騰対策生活応援商品券事業1億3,823万円につきまして、繰越しいたそうとするものでございます。

第3表債務負担行為補正、1、債務負担行為の変更でございますが、庁舎警備業務委託料につきまして、補正前の限度額2,670万円に260万円を増額いたし、補正後限度額を2,930万円といたそうとするものでございます。この債務負担行為につきましては、さきの12月会議において措置させていただいたものでございましたが、消費税分が加算されていなかったため、今回改めて限度額を変更させていただくものでございます。大変申し訳ございませんでした。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入でございます。

16款2項1目1節細節㊸物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、12月16日付けで国の補正予算が成立し、エネルギー・食料品価格高騰の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう予算措置されたもので、当町には2億3,396万2,000円が配分されることとなっております。このうち1億3,823万円を7款商工費の物価高騰対策生活応援商品券事業の財源に充てようとするものでございます。

詳細につきましては商工費で説明させていただきます。

国の配分額や交付金の内容につきましては、なかなか通知が来なかったことで、今回の議会において全て予算措置するには至りませんでした。それ以外の交付金の使い道につきましては、国の意向に沿った形で、当町の実情に合った予算措置を検討してまいります。

終わります。

○議長(大泉 治君) 子育て支援課長。

○子育て支援課長(佐藤明美君) 2目6節㊸物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金3,100万円及び次の㊹

物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金307万7,000円につきましては、歳出の物価高対応子育て応援手当支給事業費に係るもので、補助率10分の10でございます。

詳細につきましては歳出でご説明いたします。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 19款1項1目1節細節③企業版ふるさと納税につきましては、企業様の申出により50万円増額いたすもので、9款消防費に充当するものでございます。

20款2項1目1節細節①財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため8,416万9,000円を繰り入れるもので、本予算可決後の基金残高は13億774万6,000円となるものでございます。

22目1節細節①公共施設等総合管理基金繰入金577万5,000円につきましては、公共施設の修繕、更新に充てるもので、本予算可決後の基金残高は5億8,364万4,000円となるものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出でございます。

10ページ、11ページをお開きいただきます。

総務課長が説明いたしました人事院勧告に係るもの以外を説明させていただきます。

12、13ページをお開きください。

2款1項4目細目1管財一般経費につきましては、薔薇島にございます倉庫について、10節需用費細節②消耗品費4万円で消火器5本の購入、細節⑥修繕料196万4,000円で電動シャッターの修繕を、11節役務費細節②手数料4万4,000円で消防設備の点検をいたそうとするものでございます。この薔薇島の倉庫は、平成19年に寄附されまして、現在は有償で貸付けをしております。消防署において寄附されてから報告などがされていないとの指摘を受けまして、今回予算措置させていただくものでございます。適切な管理となっておりませんでしたことをおわび申し上げます。

終わります。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） 細目2庁舎管理経費17節①備品購入費42万円の増額でございますが、こちら本庁舎2階のFF式ストーブ2台につきまして故障により使用できなくなりましたことから、2台分の購入費用について増額をお願いするものでございます。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 続いて、5目細目12わくや万葉の里施設経費10節細節⑥修繕料170万5,000円につきましては、黄金山神社参道奥にございますくがね庵の和室などの床が劣化により落ちそうになっていることから、修繕いたそうとするものでございます。

17節細節①備品購入費、施設用備品購入費104万8,000円につきましては、ろまん館内でございます鍍金や砂金に関する説明が流れる映像システムが故障しておりますので、更新いたそうとするものでございます。

細目13健康文化複合温泉施設経費10節細節⑥修繕料105万6,000円につきましては、天平の湯の内風呂から露天風呂に向かうガラス戸の開け閉めの際、調整部分が腐食、破損しており、危険であるため修繕いたそうとするものでございます。

終わります。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） 次のページ、14ページ、15ページをお開き願います。

14目諸費細目1防犯経費10節需用費⑥修繕料で50万円の増額でございますが、こちらは、町内防犯灯の修繕料につきまして、現時点で修繕が必要な防犯灯、それから今後の見込み分を合わせまして増額をお願いするものでございます。

終わります。

○健康課長（徳山裕行君） 18ページ、19ページをお開きください。

3款民生費1項3目細目5介護保険対策経費17節①繰出金247万9,000円の増額につきましては、職員人件費となります。

終わります。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 細目6介護サービス事業費18の③その他負担金、老人保健施設事業会計負担金1,167万3,000円の増額につきましては、人事院勧告に伴う給料等の増加分に対する負担金でございます。

終わります。

○子育て支援課長（佐藤明美君） 2項児童福祉費1目細目7子育て支援経費です。

初めに、今回提案いたします物価高対応子育て応援手当について、会議資料でご説明いたしますので、資料2ページ、左側のほうをご覧ください。

1、事業の目的です。物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子供たちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当を支給するものです。

2、支給対象者は、令和7年9月30日時点で児童手当支給対象児童を養育する父母等になります。支給対象児童には、令和7年10月1日以降、令和8年3月31日までに生まれる新生児も含まれます。

3、給付額は、子供一人当たり一律2万円です。

4、実施方法ですが、現在、児童手当の支給を受けている高校生年代までは申請が不要です。児童手当登録銀行口座へプッシュ型で振込いたします。申請時につきましては申請が必要です。出生届・児童手当認定請求等と併せて申請を受付いたします。公務員も同様に申請が必要となります。

それでは、議案書18、19ページにお戻りください。

細目7子育て支援経費、1節報酬から8節旅費までは、12月から3月までの会計年度任用職員人件費を減額し、細目16物価高対応子育て応援手当支給事業費に組替えいたすものです。

20、21ページをお開きください。

細目16物価高対応子育て応援手当支給事業費、1節報酬から8節旅費につきましては支給事業の補助を行う会計年度任用職員人件費、10節需用費、11節役務費につきましては支給に係る事務経費で、それぞれ増額をお願いするものです。

12節委託料につきましては、システム改修等委託料及び通知書等作成業務委託により195万8,000円の増額でございます。

19節扶助費は、今回の子育て応援手当支給額、児童一人当たり2万円、1,550人分を見込み、3,100万円の増額をお願いするものです。歳入でもご説明いたしましたが、財源は物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金及び事務費補助金で、補助率10分の10となります。支給時期につきましては、システム改修等終了後、速やか

に行えるよう準備を進めてまいります。

以上で説明を終わります。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 22ページ、23ページをお開きください。

4款4項3目細目1病院対策経費18の③その他負担金、病院事業会計負担金2,661万9,000円の増額は、人事院勧告に伴う給料等の増加分に対する負担金でございます。

終わります。

○産業振興課長（三浦靖幸君） 24ページ、25ページになります。

7款商工費になります。2目細目1商工業振興対策経費、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、商品券事業を実施するものです。

事業内容につきましては、定例会会議資料により説明いたしますので、会議資料2ページ目をお開きください。右側の令和7年度物価高騰対応生活応援商品券事業となります。

目的は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた、一般家庭の経済的負担の軽減、町内業者、地域経済の活性化を図ることを目的とします。

総事業費は、1億3,823万円となります。

商品券発行額は、1世帯当たり2万円となります。

対象者は、令和8年1月1日現在の世帯主といたします。現在の世帯数は約6,000世帯弱でございますが、予備を含め設定しております。

事務費としましては1,763万円とし、発行事務は、主たる事務は遠田商工会に委託し、封入・発送等は郵便局への委託を予定しております。

事業については、美里町も同時期で実施する予定でございます。

財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となります。

商品券取扱店は、涌谷町、美郷町において事業を営むもので、遠田商工会の会員が中心で、商工会未加入事業者についても商品券事業に加盟すれば参加できるものといたします。

商品券の内容は、1世帯当たり2万円で1,000円券を20枚とし、地元券・共通券といたしますが、現在、美里町及び商工会と調整中でございます。

送付方法につきましては、対面での受渡しが必要な宅配といたします。

送付開始時期を3月の中旬もしくは下旬を予定しており、3月から使用できるようにしたいと考えております。

使用期限ですが、令和8年9月30日を予定しております。

予算書24ページ、25ページにお戻りください。

3節⑥時間外手当及び、26ページ、27ページになります。10節②消耗品については商品券事業に係るもので、11節①通信運搬費500万円については発送に係る経費になります。

12節①物価高騰対策生活応援商品券事業発行業務委託料につきましては、商品券発行額1億2,000万円を含む商工会への事務手数料を含めた金額となり、1億3,193万円となり、商品券封入封緘業務委託料につきましては、発送業務として90万円とするものであります。

終わります。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） 9款消防費1項5目細目2、一番下にあります災害対策経費でございます。

17節備品購入費、次のページ、28、29ページをお開き願います、災害用備品購入費57万1,000円の増額につきましては、歳入でご説明いたしました企業版ふるさと納税でご寄附いただきました50万円を活用しまして、災害用備品購入としてポータブル電源措置を購入する予定としております。

終わります。

○生涯学習課長（福山宗志君） 続きまして、10款教育費になります。

資料の36、37ページをお開き願います。

10款6項3目細目1体育施設管理経費11節②手数料、勤労福祉センター雨樋清掃作業手数料14万9,000円の増額につきましては、点検により勤労福祉センターの雨どいが詰まっており、屋根からの排水が困難となっていることから、これの清掃を行うものです。

以上、議案第92号 令和7年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終了いたしました。

休憩いたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午後11時10分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

総務課長から、先ほどの答弁について発言の訂正の申出がございますので、これを許可いたします。総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） 議案第19号のご質問で、4番佐々木敏雄議員さんからご質問いただいた中で、これまで規定の旅費を超えて調整額で支給したものは無いというお話をさせていただいたんですが、確認しましたところ1件ございまして、11月に農業委員会の会長さんが出張に行かれた際の旅費で3,200円、調整額として上乗せしてお支払いしたということがございましたので、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（大泉 治君） これより質疑を行います。

初めに、人件費全般について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に、4ページ、第2表繰越明許費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 同じく、4ページ、第3表債務負担行為補正について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に、8ページから9ページ、歳入でございます。

歳入は一括質疑となります。質疑ございませんか。10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） それでは、最初の国庫支出金で質疑したいと思います。2つの総務費国庫補助金、民生費国庫補助金ありますけれども、今回の重点支援地方交付金の拡充ということで、先ほど説明の中にも、町の実情、今後ね、応じてという説明もありましたけれども、地方自治体において地域の実情に合った適切な支援が行われるよう、この重点支援地方交付金の拡充が行われているということなんですけれども、特に食料品の物価高騰に対する特別の加算があったり、賃上げが、これは中小企業が特にそうなんですけれども、環境の整備についての重点的なメニューがあるという話で、今回大きく言って2つの事業になりますけれども、今後の町の事情に合ったメニューがあるんだろうなと思うんですけれども、もともと2億円の予算の中で事業をやらなければいけないのかなと思うんですけれども、その点はいかがなんでしょうか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 本日議会を開いていただきまして、提案してございますわけですが、報道等でこれぐらい来るとか、うわさといいますが、県からもこういった状況だというのは来ていたけれども、金額が分かったのは、国会で予算承認されたのが16日、通知来たのが17日でございますので、見込みでやったのが今回の商品券事業になるわけですが、残りについてはこれから庁内、それから上司と相談しながら、どれが涌谷町の実情に合ったものかというのを検討しながら決めてまいりたいと思います。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 商品券とかね、多分お米券ではないなと私も思っていますし、いろんな生活者支援の事業が今回取り出されていて、小中学校等における学校給食費の支援にも充てられるし、子ども食堂に対する項目にも該当するということですし、いろいろなものに、これが涌谷町の事情に合った事業にどれだけマッチするか、そしてまた水道料金の減免などにも支援が充てられるというふうな、かなり前回に比べれば国の予算からすると規模が大きい感じがするんですけれども、その点では手挙げ方式ではないのかななんて思うんですけれども、そうではないんですか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） その内容につきましては、今後、各課からも今どういったものを行ったのかというのを選んでいただいておりますというか、上げてもらっているところでございますけれども、当初は国においては年内に予算可決してくださいというようなお話もあったんですけれども、そして、繰り越ししていいのかできないのかというのとか、それから来年当初に使っていいのかどうかというのも全然分からない状況でございましたので、まだ決まっておられませんけれども、今議員おっしゃいました給食費とか水道料に充てるかというのも今後検討してまいりたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 先ほど第六次総合計画というのがありましたけれども、やはりその底辺に流れるのは、説明会でも申し上げましたように、基本構想の底辺に生きているのはコミュニケーションというか触れ合い、それからそれに伴ってのにぎわいということで、そういったようなことを底辺に置きながら、この町の少しでも人口減少を食い止めて、にぎわいというものを保ち続けるかなということを説明してまいったんですが、子育てと申しますか、子育て支援と申しますか、そういった中でやはり前々から議会でも給食費とか様々なご意見を賜っております。今回、それをそういったほうに使うということではなくて、こういったことも使えるので

あれば使った中で、しっかりとしたそういった今までの議会の討論の中でのことを参酌しながら、私は改めて新たなまちづくりのために、今回の交付金もそうですし、それから本来の当初予算での在り方であったり、そういった面まで検討していきたいと思っておりますので、何かありましたらば、なおさら議会のほうからのアドバイス等々をいただくと、第六次総合計画に向かって少しはひな形というか、スタートが切れるのかなと思っておりますので、ただいまの交付金に限らず、それを起点としながらもいろいろ来年度、再来年度に向かってやることに対して、もう少し議論を深めさせていただければありがたいと思っております。今言えるのはこの程度でございますけれども、やはりこれまでの様々たまってまいりましたマグマを少しでも解放するためにも頑張りたいと思っておりますので、その辺あたりのご指導をお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 10番の関連で質問いたしますが、物価高騰対策生活応援商品券、全世帯で2万円ということで、大変広い補助というか支援だということで賛意を表するわけですが、やはり物価高騰で一番困っている方々というのは非課税世帯とか低所得者の方々が大変なんだろうと思っておりますが、その辺、今後上司と相談するということですが、支援することも非常に大切なことではないかと思っておりますけれども、そのような考え方とか、商品券を出す前段階での協議とかで話題なり、そういうことは出なかったのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 4番さん、ただいま歳入での質疑ですので、これは歳出部分での質疑になろうかと思うので、その際をお願いします。

ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） なければ、次に歳出に入ります。

歳出は、款項を追っての質疑となります。

10ページから15ページまで、2款総務費1項総務管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 16ページから19ページまで、3款民生費1項社会福祉費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 18ページから21ページまで、2項児童福祉費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 22ページから23ページまで、4款衛生費4項医療福祉センター費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 24ページから27ページまで、7款商工費1項商工費。11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 歳入でも質疑があったんですけども、物価高対策生活応援商品券発行業務についてちょっとお尋ねします。国のほうでは、その地域に見合った政策の下にこれをやってくださいというようなお話でした。私もいろいろな情報をメディア、テレビ等で知っておりますけれども、国のほうではお米券等も推奨しているというお話も聞いております。しかしながら、浦谷町においては現金給付でもなく商品券ということで給付するようではありますが、現金とかそういう発想はまずなかったのかどうか。なぜ商品券になったのかとい

うことをまずお聞きしたいなと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 現金の給付については考えておりませんでした。商品券になったというのは、国の推奨メニューにもございまして、先ほど10番議員さんとかも申し上げましたけれども、食料品の物価高騰に対応するものということで、商品券にすれば、例えば先ほど申し上げたお米も買える、食料品も買える、ほかのものにも使えるということで、幅広く使えるという判断で商品券事業にしたところでございます。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 恐らく課長も全国の様子というのは知っていると思うんですが、現金で支給する自治体もあります。そのほかに、お米券を活用して12月中にもう配りたいというところもあります。涌谷町においては、何でも使える商品券ということで1世帯2万円ということですが、実質的には2億2,000万円から3,000万円の国からの援助があるわけで、そうするとその分を見越して一部現金、要は生活困窮されている方もあるわけで、そういった方々が電気代とか水道代とか、そういう公共料金に使えるのは券では使えないわけで、そういうにはやっぱり現金が必要ではないかと思うんですね。ですから、その辺も加えて考えてほしかったなという感じがするんですが、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） ありがとうございます。現金にした場合、まず町内で使えないんじゃないかな、町外に支出してしまうおそれもあるということで、商品券にすれば遠田商工会さんが入っていただけるということで、町の中でいろいろ使っていただけるということで、商業の方々にとってもプラスになるという判断もありました。町の中で使っていただいて、使わなかったお金を電気料金とか、そちらに回していただければいいのかなという思いでございました。それから、お米券につきましては、町内で使えるお店が大分少ないので、そういった観点から当町において採用は考えなかったというところでございます。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 今の課長の話でよく理解はできるんですが、私としては、我々は町民の代表でありますし、一律に同じようなサービスが受けられる、同じような対等の立場で受けられるということが大事だと思うんです。しかしながら、やっぱり収入の多い方、少ない方というのはどうしてもいるわけですから、そういった面からすると、そういう考え方も成り立つのかなということでお話をさせていただきました。私としても、お米券は絶対にやってはいけない、反対だなというふうには思っておりました。そういった意味で、残るは商品券か現金かなというふうなことを考えておりましたけれども、ほかの部署では子育て支援でもあるようですので、今回は一般的に商品券でいいのかなという理解もしますけれども、ただ今後、2億3,000万円の残りの分に関してはぜひいろいろと考えていただいて、町民生活が一定的に安定できるような、皆さんが同じ支援の土俵に上られるような政策をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 町長も先ほど申し上げましたけれども、議員さん方からのご意見も参考に、いろんなものを排除しないで検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

○議長（大泉 治君） ほかに。1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 一條でございます。

私も関連という形になってしまいますけれども、今回の商品券の配布事業、全世帯にということで、また金額も1世帯2万円ということで大分大きいものになること、非常によろしいと思います。ですが、この制度は広く町民全体を対象とした支援となっておりますので、より支援が必要とされる方々に焦点を当てた、きめ細やかな交付の仕組みを構築することはできないのかということをお伺いいたします。

特に、これから迎える寒い季節においては、灯油をはじめとする燃料代の負担が家計を大きく圧迫することになります。働く世代であれば、収入を得ることである程度その負担を補うことも可能ではありますが、高齢者であったり、特におひとり暮らしのお年寄りの中には、暖房や電気の使用を控え、寒さを我慢して生活されている方もいると伺っております。

一方で、涌谷町は今年7月、18歳以下の子供一人当たり7キログラムものお米を配布する取組を実施されました。この施策は夏休みに入り学校給食がなくなる時期を見据えたものであり、子育て世代にとりまして非常に効果的で評価の高い支援であったと感じております。

そこでお伺いしたいと思いますが、この取組と同様に高齢者世帯、おひとり暮らしの高齢者などに寄り添った支援として、燃料費や物価高騰の負担軽減につながる取組、燃料購入を支援するような施策を検討する考えはないかを伺いたいと思います。町は、福祉のまち涌谷町というスローガンを掲げておられます。私自身、子育て世代として米の給付が大変ありがたいものであったからこそ、同じように世代や生活状況を限定し、本当に必要な方に寄り添う支援の在り方が今まさに求められているのではないかと考えます。そこで、町の見解を伺いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 先ほども申しあげましたけれども、あらゆるものを排除しないで検討はしてまいりたいと思います。

○議長（大泉 治君） 1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） あらゆるところということでございますが、確かにまだ決まっていないのが実情であるかと思います。2億3,000万円余りのお金が国から交付され、その残り、今回商品券になるもの以外の部分というところで、残りの部分はぜひともそういったところで焦点を当てた、例えば子育て世帯なのか、それとも高齢者世帯なのか、そういった寄り添った形を取っていただきたいと思います。

改めて、物価高騰が長期化する中で、全ての町民に同じ支援を行うことが必ずしも公平とは言えない状況になってきていると感じますので、本当に困っている方により厚く支援することこそがこれからの福祉行政に求められる姿なのだと思いますが、町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 雄君） 町の施策というのは、これ一つだけじゃなくて総合的なことでやってきております。これまでそういったような手当てというのは、前の様々な交付金事業も含めて、あるいは通常の中で非課税世帯への対応というのは結構かなりのボリュームの部分でやってきているんですね。今回はやはり普通の暮らしの人たちに対する恩恵というのがないし、ただそういった方々が物価高騰等で非常に苦しんでいるという声も寄せいただきましたので、何にでも使えるという商品券が、それから燃料費と言いましたけれども、燃料費にも

使えるものでございますので。

それから、もう一つあるのは、質問者と同じように、高齢になって年金暮らしで厳しいというのは分かっておりますので、そういったところに1世帯というときに、独り暮らしでありますと一人に対して2万円の商品券を使っていただくということになりますので、少しはそういった均衡が取れることにもなるのかなと思っております。そういったような様々な事業を組み重ねて、全体の中で薄いところには厚く、厚いところには薄くというような形の中で平等、そして公平というのを調整取りながらさせていただきたいなと思っております。

今回はそういったようなことで、まずは公平にということでございますが、そういった中にも、今私が申し上げましたように、独り暮らしの苦しんでいるご老人の方もいらっしゃるのイメージして、そこには集中的に2万円使っていただくというようなイメージもありますので、その辺あたりのところをご理解いただきたいなと思っております。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に進みます。

26ページから29ページまで、9款消費費1項消費費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 34ページから37ページまで、10款教育費6項保健体育費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第92号 令和7年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第92号 令和7年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第93号及び議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第7、議案第93号 令和7年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）と、日程第8、議案第94号 令和7年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） ただいま一括上程されました議案第93号と議案第94号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和7年人事院勧告に準ずる給与改正等につきまして、各会計の人件費におきまして所要の措置を講ずるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（大泉 治君） お諮りいたします。

ただいま説明省略の声がありましたが、説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認め、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第93号 令和7年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号 令和7年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第94号 令和7年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号 令和7年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第9、議案第95号 令和7年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 雅雄君） 議案第95号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和7年人事院勧告に準ずる給与改正等につきまして、水道事業会計の人件費において所要の措置を講ずるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（大泉 治君） お諮りいたします。

ただいま説明省略の声がありましたが、説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認め、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第95号 令和7年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号 令和7年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第96号から議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第10、議案第96号 令和7年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）から日程第12、議案第98号 令和7年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第2号）までは関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） ただいま一括上程されました議案第96号から議案第98号の提案の理由を申し上げます。

本案は、いずれも収益的支出について、令和7年人事院勧告に準ずる給与改正等を各会計の人件費として所要の措置を講ずるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） それでは、議案第96号から第98号について説明いたします。

今回の病院、老人保健施設、訪問看護ステーションの各事業会計補正については、いずれも人事院勧告などに伴う職員給与費等の補正でございます。

先ほど可決されました改正条例により行う給与改定と合わせまして、人事異動などに伴う給与費の補正をいたすものでございます。

まずは、第96号について説明いたします。

病院事業会計補正予算書1ページをお開きください。

第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次の表のとおり補正するものでござ

います。

第3条におきまして、予算第8条に定めた経費の金額を次の表のように改めるものでございます。

第4条におきましては、予算第9条に定めた他会計からの補助金ですが、第9条中、8,250万4,000円を1億912万3,000円に改めるものでございます。

3ページをお開きください。

給与費明細書です。

1、特別職ですが、表の下、比較をご覧ください。

人数については変更ありません。

給与費、その他の手当欄81万5,000円の増額ですが、センター長の院外業務手当などで一般職手当から組み替えるものでございます。法定福利費は今後の見込みにより、3万6,000円の減。

次のページをお願いいたします。

4ページは一般職の総括表です。

5ページをご覧ください。

ア、会計年度任用職員以外の職員分です。

比較の欄で説明いたしますが、職員数は、医師など異動に伴い1名増となっております。給料については、人事院勧告に伴う改定率分や任用、異動等に伴うもので1,086万1,000円の増額、手当につきましても、下の手当の内訳の表がありますが、同様に期末・勤勉手当の改定、医療職の採用等に伴い543万3,000円の増額とするものでございます。

6ページをご覧ください。

会計年度任用職員分ですが、比較の欄で説明いたします。職員数については、看護補助員や事務員で2名増、報酬364万7,000円の増額は、看護補助員や事務員の増員などによるものでございます。給料及び手当の増額については、人事院勧告と人事異動などに伴うものでございます。

給料及び手当の増減額の明細は7ページに載せておりますので、確認願えればと思います。

12ページ、13ページをご覧ください。

収益的収入、1款2項2目1節他会計補助金2,661万9,000円は、人事院勧告に伴う増加分に対する一般会計繰入金です。

収益的支出については、給与費明細書で説明いたしましたとおり、2款1項1目1節給料を1,781万9,000円増額、2節手当等を379万6,000円増額、5節報酬を364万7,000円増額、6節法定福利費を252万3,000円増額、合わせて2,778万5,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、議案第97号 涌谷町老人保健施設事業会計補正予算について説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次の表のとおり補正するものです。

第3条におきまして、予算第8条に定めた経費の金額を次の表のように改めるものです。

第4条におきましては、予算第9条に定めた他会計からの補助金ですが、9条中、1億1,498万9,000円を1億4,035万9,000円に改めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

給与費明細書です。

一般職の総括表ですので、4ページをお願いいたします。

ア、会計年度任用職員以外の職員分です。

比較の欄で説明いたしますが、職員数が1人増、給料については、人事院勧告に伴う改定率3.3%分や異動等に伴い976万9,000円の増額、手当につきましても、下の表に内訳がございますが、725万7,000円を増額するものでございます。時間外手当がちょっと大きな金額になっておりますが、ケアマネの増員と今後の実績見込み、相談室の時間外が増えているというふうな状況でございます。

5ページをご覧ください。

会計年度任用職員分ですが、報酬578万6,000円の増額は、職員の異動に伴うものです。給料及び手当の増額については、人事院勧告と人事異動に伴うものでございます。

給料及び手当の増減額の明細は6ページに載せてございますので、確認いただければと思います。

10ページ、11ページをご覧ください。

収益的収入、1款2項2目1節他会計補助金1,167万3,000円は、人事院勧告に伴う超過分として一般会計からの繰入金です。

収益的支出については、ただいま給与費明細書で説明いたしましたとおり、2款1項1目1節給料を897万2,000円増額、2節手当を979万5,000円増額、5節報酬を578万6,000円増額、6節法定福利費286万7,000円増額、合わせて2,742万円を増額補正するものでございます。

続きまして、議案第98号 訪問看護ステーション事業会計について説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次の表のとおり補正するものでございます。

3条におきまして、予算第4条に定めた経費の金額を次の表のように改めるものでございます。

3ページをお開きください。

予算の明細書です。

3ページは一般職の総括表ですので、4ページをご覧ください。

ア、会計年度任用職員以外の職員分です。

比較の欄で説明いたしますが、職員数は看護師を1名増やしております。給料については、人事院勧告に伴う改定分や採用等に伴うもので103万7,000円の増額、手当につきましても、下の表に内訳がありますが、576万7,000円を増額するものでございます。時間外手当がちょっと大きくなってございますが、訪問件数とかちょっと大きくなってございまして、看護師を1人採用したことと、オンコール対応、今後の実績見込みにより件数が増えていることもございまして、見込みにより増額するものでございます。

5ページをご覧ください。

イ、会計年度任用職員分ですが、給料及び手当の増額については、人事院勧告に伴うものでございます。

給料及び手当の増減額の明細は6ページに載せておりますので、確認をお願いいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

収益的支出について、ただいま給与費明細書で説明いたしましたとおり、2款1項1目1節給料を116万円増額、2節手当等を622万円増額、6節法定福利費を38万3,000円増額、合わせて776万3,000円を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終了いたしました。

これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 3番黒澤でございます。

議案第98号の訪問ステーションですけれども、3ページの給与費におきまして、補正前は89万3,000円、補正が575万2,000円、補正後は664万5,000円と7倍にもなっているんですけれども、1人職員は増員されておりますが、そういう中で負担が減るのに時間外が増えるのはどういうことなのか、詳しくお聞きしたいと思います。あと、これまでもきちんと支給されていたのか、その辺はいかがですか。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 説明いたします。

時間外手当につきましては、当初予算の編成のときには通常ベースというか、例年同じような金額を載せておりますが、先ほど説明いたしましたとおり、実態といたしまして訪問看護の件数が増えていることから、職員数を増やしまして対応しているということで、オンコール対応ですとか、これまでの実績と今後の見込みを含めて時間外が増えたというふうな状況になっております。

終わります。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） ただいま課長から説明はあったわけですが、今月初めに12月会議も行われた中で、補正では出なかったわけです。それをいつのタイミングで把握したのか。補正の時期が、今が適切なのか。この補正による予算上の収支見込みはどうなるのか。今後、資金ショートとか、そういう事態が想定されることもあるかと思っておりますけれども、その辺の課長の所見を聞きたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） お答えいたします。

訪問看護ステーションの予算組みについては、これまでも今回のような形で編成させていただいておまして、当初予算については、時間外についてはですけれども、ちょっと弱めの編成になってしまっていたのかなというふうに思ってお話を聞きますと考えられます。補正のタイミングについても、これまでも12月補正、あるいは人事院勧告を見込んで、それと合わせての人事異動も含めての補正予算ということで提出させていただいておりました。それにつきましても、今後状況を考えながらご相談さしあげたいと思っております。

それから、収支の見込みにつきましては、訪問看護ステーション、ちょっと状況が好転していると言っていいのかどうかあれですが、人を増やさないと件数がこなし切れないというふうなことで今回増にさせていただいております。それで、収益については、入ってくる分と人件費を増やした分でちょっと厳しい面はあるんですが、収益は上がっているということをお知らせしておければと思います。

終わります。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 12月会議におきましても、訪問介護の件数が増えているところは理解するところです。今後、次の当初に向けても円滑な予算組みをしていただいで、時間外手当の措置なども考慮して当初に向かっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第96号 令和7年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号 令和7年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第97号 令和7年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号 令和7年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第98号 令和7年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第98号 令和7年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



#### ◎休会について

○議長（大泉 治君） 以上をもって、涌谷町議会定例会12月第2回会議に付された事件は全て議了いたしました。お諮りいたします。

本会議は、この後、明日12月25日から26日までの2日間を休会といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、明日12月25日から12月26日までの2日間を休会とすることに決しました。



◎散会の宣告

○議長（大泉 治君） 本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時57分